

山梨県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 山梨県こどもの安心・安全対策支援事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この補助金は、通学時における児童・生徒の安全確保に向けた取組を強化することを目的とし、送迎用バスの改修支援事業(以下「補助事業」という。)に要する経費について補助する。

(交付の対象)

第3条 山梨県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、補助事業を市町村教育委員会(以下「補助事業者」という。)が実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として教育長が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助事業に係る補助対象経費及び補助金の額は、別表に定めるところによる。

(申請手続)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助事業者は、別に定める期日までに様式1による補助金交付申請書を教育長に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税等仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請をしなければならない。ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定の通知)

第6条 教育長は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めたときは速やかに交付の決定を行い、様式2による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

- 2 教育長は、前項の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。
- 3 教育長は、前項の決定をする場合において、必要に応じ条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

第7条 前条第1項の規定による補助金の交付決定の通知を受けた補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付した条件に対して不服があることにより補助金交付の申請を取り下げようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から20日以内に、様式3による交付申請取下書を教育長に提出しなければならない。

(経費の効率的使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するため契約を締結し、及び支払いを行う場合には、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めなければならない。

(計画変更の承認)

第9条 補助事業者は、交付の決定の内容を変更しようとするときには、あらかじめ様式4による内容変更承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助対象経費の各費目相互間においていずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業内容の細部の変更であって交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りでない。

2 第6条の規定は、前項の場合について準用する。この場合の補助金交付決定変更通知書は、様式5によるものとする。

3 教育長は、第1項を承認する場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

(補助事業の中止又は廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式6による事業中止(廃止)承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の承認をしたときは、速やかにその内容を様式7による事業中止(廃止)承認通知書により補助事業者に送付するものとする。

(事業遅延の届出)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式8による報告書を教育長に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、教育長の要求があったときは、速やかに様式9による状況報告書を提出しなければならない。

2 教育長は、必要があると認めるときは、その状況を調査することができる。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業が完了した日(第10条により事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定をした日の属する会計年度の翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに、補助金の交付決定に係る県の会計年度が終了した場合(補助事業が完了せずに県の会計年度が終了した場合)には補助金の交付を決定

した会計年度の翌会計年度の4月20日までに、様式10による実績報告書を教育長に提出しなければならない。この場合において、規定する日が祝休日の場合は、直前の平日とする。

- 2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について教育長の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。
- 3 第1項に規定する補助の交付の決定に係る県の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を教育長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第14条 教育長は、前条の報告を受けた場合には、実績報告書その他の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条の規定による承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式11による補助金確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 教育長は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合その他やむを得ない事情によりこの期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で教育長が別に定める日以内とすることができる。
 - 4 前項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の交付方法)

- 第15条 補助金は精算払とする。ただし、教育長が必要と認めるときは、概算払により交付することができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式12による概算払請求書を教育長に提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに様式13による消費税等仕入控除税額確定報告書を教育長に提出しなければならない。

(是正のための措置)

- 第17条 教育長は、第13条の規定により報告を受けた事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを補助事業者に対して命ずることができる。

(交付決定の取消等)

第18条 教育長は、第10条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号に掲げる場合には、第6条に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が規則その他の法令又は本要綱に基づく教育長の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 教育長は、前項の規定により交付の決定の取消又は変更を行ったときは、速やかに様式14により補助事業者へ通知するものとする。

3 教育長は、第1項の規定により交付の決定の取消を行った場合は、補助事業者に対し、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

4 教育長は、第1項第1号から第3号までの理由により交付の決定を取り消し、前項による補助金の返還を命ずる場合には、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

5 第3項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

(立入検査等)

第19条 教育長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告をさせ、又は県職員にその事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(財産の管理等)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 教育長は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができる。

(財産の処分の制限)

第21条 取得財産等のうち規則第20条第2号の規定により教育長が定める機械及び重要な器具は、取得価格又は効用の増加価格が1個又は1組50万円以上の機械及び重要な器具とする。

2 補助事業者は、前項により定められた取得財産等については、教育長が補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、教育長の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

3 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、様式第15号により財産処分承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第2項の規定は、前項の承認をする場合に準用する。

(補助金の経理)

第22条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

2 前条第1項により定められた取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿及び証拠書類を整備保管しておかなければならない。ただし、前条第3項による承認を受けた場合は、その年度までとする。

(補助金調書)

第23条 補助事業者は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式16による補助金調書を作成しておかなければならない。

(電磁的方法による提出)

第24条 申請者及び補助事業者は、適正化法、施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告等については、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第25条 教育長は、適正化法、施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。

(その他)

第26条 前条までに定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月9日から施行し、令和4年9月5日から適用する。

この要綱は、令和6年3月31日限り、廃止する。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金については、この要綱の廃止後も、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

本事業における補助対象事業の内容、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。

補助対象事業名・内容	補助事業者	補助対象経費	補助金の額
<p>送迎用バスの改修支援事業</p> <p>内容： 子供の送迎用バスへの安全装置の装備を支援</p>	<p>市町村教育委員会</p>	<p><対象経費></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 需用費（装置の購入費等） 2 役務費（装置の運搬費、装置の設置・取り付け費等） 3 委託料（装置の取り付け分に相当する委託料等） 4 使用料及び賃借料（装置のリース代） 5 備品購入費（1件あたり5万円以上の装置の購入費等） <p>※事故防止安全管理装置は、国土交通省策定のガイドラインに定める性能基準を満たしている必要がある。</p> <p>※送迎用バス1台につき装置1台を設置することとし、送迎用バスの数以上の購入をする場合は本事業の対象外とする。</p> <p><対象車両></p> <p>通学のために運行する自動車（2列シート以下の自動車、常時2列目までしか使用しない自動車を除く。）</p> <p><学校種></p> <ol style="list-style-type: none"> ① 安全装置の装備が義務化される施設 特別支援学校（幼・小・中・高） ② 安全装置の装備が義務化されない施設 小学校、中学校 	<p>定額補助</p> <p>※装置1台当たりの単価額は、</p> <ol style="list-style-type: none"> ①安全装置の装備が義務化される施設については、17.5万円を上限 ②安全装置の装備が義務化されない施設については、8.8万円を上限とする。